



参加者 各位

写真、映像のインターネット等への掲載権と肖像権に関する規定

今年度のオーガナイザーの会議にて、最近のラリーブームを反映してか一般の方が結構、ラリーの写真や映像に興味を持たれ、閲覧されているとのことでした。

このこと自体は非常に嬉しいことですが、一方でクラッシュ、コースアウトや転倒と言った、一般の方には事故と感じられる内容がアップされており、このことを原因として、自治体からの許可が得難くなる可能性を指摘されました。

ラリー開催について理解ある自治体であっても、残念ながら地域住民の方のほぼ全てが賛同されている訳でも無く、反対派の方々に反対理由の材料を提供することは好ましくないとの結論に至りました。従いましては、下記の要項にて写真や映像の取り扱いをお願い致します。

1. 掲載権と肖像権のオーガナイザーへの帰属とは

それぞれの権利はオーガナイザーが持っていますので、それらを使用する場合にはオーガナイザーの許可が必要となります。

2. 許可を必要としない案件

個人的に視聴する場合には許可を必要としません

また、イベント会場、ギャラリーステージなど一般客と同様の場所からの撮影については、許可の範囲外といたします。

尚、個人のインターネット、SNSサイトへの公開する場合は、個人的使用には当たらず、申請が必要となります。申請は別紙 誓約書内の車載カメラ使用申請書に署名し参加確認時に提出してください。

3. 許可を必要とする案件

個人的な視聴以外の使用については、原則申請及び映像の使用許可が必要です。

映像の公開、販売、譲渡については、その目的や状況によって、使用権利料が発生する場合がありますので、オーガナイザーにお問い合わせください。

4. 許可が難しい案件

クラッシュやコースアウトでボディに損傷がある場合や転倒などは、基本的に許可されないと理解して下さい。何れにしても上記 3. と同じく、オーガナイザーへお問い合わせ下さい。

5. 無許可の案件が公開された場合

無許可の写真や映像が、インターネット等の不特定多数の方が閲覧出来る状態にある場合は、関係者に削除依頼を行います。その際に、権利金を請求する場合がありますのでご留意下さい。また、無許可で商業的目的に利用された場合にも同様に、権利金を請求いたしますので、ご留意下さい。